

## 民間資金等活用事業推進委員会第 27 回総合部会（概要）

日 時：平成 21 年 7 月 30 日（木）13:00～15:00

会 場：中央合同庁舎第 4 号館共用第 3 特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、高橋委員、宮本委員、

今道専門委員、大久保専門委員、小幡専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、  
光多専門委員、美原専門委員

赤羽弁護士、野村清水建設株式会社投資開発本部上席マネージャー、平原新日鉄  
エンジニアリング株式会社建築・鋼構造事業部総合・システム建築ユニット P F  
I 事業推進部長、水野総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長、吉田国土  
交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長

事務局：小橋民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、吉田補佐、山本補佐

## 議事概要：

山内部会長より、議事規則第 4 条及び第 6 条の規定に基づき、今回から新たに民間事業者の実務担当者に参加いただくこととした旨説明。

## （ 1 ） P F I 事業契約の条項例について

事務局より、資料 1、2 に基づき P F I 事業契約の条項例のうち不可抗力、法令変更及び任意解除の部分について説明。委員からの主要な意見は下記の通り。

## 【不可抗力と損害賠償について】

・（ A 出席者 ）実務家の関心としては、債務不履行解除と任意解除を同様に扱っていいのか、それともそこに差を設けるべきか、ということが一つの大きな問題。もう一つの問題は逸失利益についてで、逸失利益は制限すべきか否かという問題や、逸失利益の範囲は、契約の残存期間のすべてかそれとも残存期間のうち一定の部分かという問題がある。

・（ B 専門委員 ） P F I の性質上、 P F I 契約が純粹に民と民の契約と同じものになるか、異なるものになるかはなかなか難しいところ。公共の理由による解除について、住民の意思による場合をどう捉えるかという問題がある。

・（ D 委員 ）議論の前提として、不可抗力と利益について、定義をきっちりとするべきである。法律の専門家に伺いたい。

・（事務局）資料 2 の 10 ページに、不可抗力は天災等であると定義している。また、資料 2 の 65 ページ以降で、事業契約における不可抗力に関する規定を記載しており、幾つかの種類があることがわかる。

・（ B 専門委員 ）利益に関して、どういうものが発注者負担となるかについては、不可抗力をどう定義するかを先に決めないと議論ができない。

・（ A 出席者 ）少数例ではあるが、何か障害が発生した際、効果を不可抗力と免責事項の 2 段階に分ける契約書もある。不可抗力は損害を負担する効果が発生するが、免責事項は不履行責任が問われないだけで損害の負担は発生しない。また、利益については、概念的にいえば P L 上の最終利益なのではないか。

・（ D 委員 ）不可抗力については、誰しも適用されるべき不可抗力と、そうでないものの 2 種類があり、後者については民間側が証明責任を負うといった規定があるべき。

・( E 専門委員 ) 実務上で実際に問題になるのは、不可抗力というほどではないが、契約の実施に当たって障害が発生した場合、その障害を取り除く費用を官と民のどちらが負担をするのかというケースが多い。この取り扱いを明確にすることが実務上有益。障害とは具体的には、電波障害や、埋蔵文化財が発掘された場合など。また、利益については、公共からのサービス対価に含まれるものと、民間が自ら附帯事業を行って得られるものと、2つの類型があり、分けて考えるのがよい。

・( F 専門委員 ) 行政側の都合で解除する場合、その解除が住民投票等に基づくやむを得ないものか、それとも行政側に悪意があるかの2種類がある。積極的損害と消極的損害については、少なくとも行政側の都合による解除については含めるべき。また、行政側からの解除だけでなく、民間側からの解除についても併せて議論すべき。

・( C 専門委員 ) 今回の条項例の対象となる P F I 事業は、施設の設計、建設、整備といった公共工事に近いものであり、条項例に書かれている任意解除・逸失利益については、予見性の高い状況下のものである。長期継続契約で関係性が複雑なケースでの任意解除・逸失利益とは異なるので、同じように議論するべきではない。

・( G 委員 ) 不可抗力も利益も、不確実なものをどのように契約書で定義するかということだが、事前にきちんと決めておくことは難しい。むしろ事後的にどのように判定するのかというルールが必要。

・( D 委員 ) 不可抗力については、それを認定する手続を定めておくべき。逸失利益については、いくつか異なる要素を含んでおり、事業の段階によっても異なってくるので、きちんとマッピングをした上で議論すべき。

・( F 専門委員 ) 公共側の都合で契約を解除する際は違約金の支払いはなく、損害賠償の支払いの中で積極損害と消極損害を考慮するが、民間側の都合で契約を解除する際は、施設整備費は全額公共から戻ってくるものの、維持管理費の一部を違約金として支払うほかに、損害賠償を支払う。この相違について、民間ではどのように議論しているのか。

・( E 専門委員 ) 官が解除した場合に違約金規定がないことについて、民間から不公平だという議論はあまり聞かない。施設整備費については、最近では満額が戻ってこない事例もあり、非常に不満。

・( H 出席者 ) 自治体案件には議会承認というリスクが存在し、議会不承認により事業契約に至らない事例も多い。いわば損害の一種であり、何らかの配慮が必要では。

・( I 出席者 ) 不可抗力の際の民間事業者側の負担金が、自治体や省庁ごとによって、固定されていたり青天井だったり扱いが異なっており、統一化してもらいたい。また、損害の範囲という規定について整理が必要。

・( B 専門委員 ) 自治体の政策変更リスクは常につきまとうものであるが、そうした障害をこえて、官民ともに使いやすい P F I 制度を整えることが目標。解除についてもう少し書き込み、裁判にいく前の段階で折衷的な判断を取れるようにすることがよいのだろう。

・( J 出席者 ) 実際に現場で起きる不可抗力損害というものは、第三者が物をぶつけて壊したりするといった軽微なものが多い。そうした損害は事前の対策によって発生を抑えることも可能である。事前に損害を防ぐという視点も重要。

・( H 専門委員 ) 不可抗力に対する保険について、現状では保険を買わないのが一般的なのだが、買う必要があるのかどうか、整理されると大変ありがたい。また、賠償金の支払い方についても議論の余地がある。延べ払いの中に含める形だと融資契約を結び直す必要が出てくるため、一時金での支払いが理想的。

・( L 専門委員 ) 不可抗力や逸失利益は最終的には当事者間の協議で決められるものなので、条項例には協議のベースになる基本的項目や、協議の形式・方法について盛り込め

ばよいのではないか。

・(M専門委員) 議論が広がりすぎている。焦点をしぼって議論をしないと、11月までのとりまとめに間に合わない。

次回以降については、11月までに条項例について一応のとりまとめを図るため、2、3回総合部会を開催し議論を進めることとなった。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681